

八尾市外国人市民会議設置要綱

(設置)

第1条 八尾市は、外国人市民にとって住みよいまちづくりを進めるために、外国人市民の意見を市政に反映させることを目的として「八尾市外国人市民会議」(以下、「外国人市民会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 外国人市民会議は、外国人市民の生活の利便性向上と地域住民との共生、市政参画の推進に関する事項など、本市の国際化施策推進に関する事項について話し合い、当該意見を市に提出する。

(組織)

第3条 外国人市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員には、年齢満20歳以上で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記載されている外国人住民(同法第30条の45に規定する外国人住民をいう。)を含めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 外国人市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 外国人市民会議は、座長が招集し、座長がその進行にあたる。

- 2 座長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 外国人市民会議の会議では日本語を用いる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼の額は、外国人市民会議に出席した日一日につき次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 21,000円
- (2) その他の委員 8,000円

(専門部会)

第8条 座長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、外国人市民会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 外国人市民会議の事務局は、人権ふれあい部人権政策課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国人市民会議の運営に関し必要な事項は、人権ふれあい部長が定める。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。